

建設業許可申請及び変更届における注意事項

- 1 建設業許可申請及び変更届提出時によくある事例について
- 2 栃木県電子申請システムを用いた電子納付について

1 建設業許可申請及び変更届提出時によくある事例について

0 許可の基準について

- 1 選任懈怠もしくは登記懈怠による登記簿上の空白
- 2 実務経験証明書の確認資料の記載や期間等の不足
- 3 経営業務管理責任者及び営業所技術者の変更日時点での後任者不在
- 4 常勤性の確認不足
- 5 財産要件の確認不足

建設業許可を受けようとする者は、次の (1)～(4)の基準に全て適合している ことが必要

- 経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有すること
- 営業所技術者等を置いていること
- 請負契約に関して誠実性があること
- 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用があること

建設業許可の手引きp106を参照

会社の履歴事項証明書について

○役員の就任/辞任、経營業務管理責任者の変更届などの際に添付する履歴事項証明書において、許可期間中に経營業務管理責任者である役員が辞任し、再度就任するまでの事実日に空白があることが発覚。

他の役員についても同日付で退任しており、再度就任するまでの期間に経營業務管理責任者として要件を満たしている役員が存在しない。

⇒経營業務管理責任者が不在の期間が認められるため、建設業許可の廃業が必要となります。

役員に関する事項	取締役	平成24年 2月28日重任 平成24年 3月 5日登記 令和 3年 7月27日退任 令和 4年 2月17日登記
	取締役	平成24年 2月28日重任 平成24年 3月 5日登記 令和 3年 7月27日退任 令和 4年 2月17日登記
	取締役	令和 4年 2月11日就任 令和 4年 2月17日登記
	取締役	令和 4年 2月11日就任 令和 4年 2月17日登記
	取締役	令和 5年11月30日就任 令和 5年11月30日登記
	代表取締役	平成24年 2月28日重任 平成24年 3月 5日登記 令和 3年 7月27日退任 令和 4年 2月17日登記 令和 4年 2月11日就任 令和 4年 2月17日登記
	代表取締役	平成24年 2月28日重任 平成24年 3月 5日登記 令和 3年 7月27日退任 令和 4年 2月17日登記 令和 4年 2月11日就任 令和 4年 2月17日登記

建設業許可の手引きp86を参照

様式第9号（実務経験証明書）について

【書き方及び提出資料】

○代表的な工事及びそれ以外の工事の件数について記載

○確認書類として、代表的な工事に係る契約書又は注文書及び請書の提出。

○確認資料に最低限記載されているべき事項

- ・ 契約当事者双方の情報
- ・ 書類発行日等作成時期が分かるもの
- ・ 工事内容（具体的なもの）
- ・ 工期（始期及び終期）
- ・ 請負金額

記載例 A	工事主任	〇〇市東部自然科造成緑地工事の施工管理	他12件	平成21年1月から21年12月まで
	"	〇〇GC芝張り工事の	他16件	22年1月から 22年12月まで
	"	〇〇公園整備緑地工事の	"	23年1月から 23年12月まで
	他の業種に係る実務経験として既に使用した期間と重複して記入することはできません。			24年1月から 24年12月まで
	"	"	他12件	25年12月まで
	"	〇〇市西部公園緑地工事工事の	他18件	26年12月まで
記載例 B	"	〇〇市東部児童公園芝張り工事の	他2件	27年1月から 27年6月まで
	"	〇〇南公園緑地工事の	他4件	28年1月から 28年4月まで
	"	〇〇中央公園緑地工事の	他5件	28年7月から 28年12月まで
	"	〇〇北GC芝張り緑地工事	"	29年2月から 29年4月まで
	"	〇〇市コンベンションホール屋上緑化工事	"	29年11月から 30年2月まで
	"	"	"	"

建設業許可の手引きp86を参照

様式第9号（実務経験証明書）について

【通年の経験があるか】

・ 証明書に記載された工事の工期とその他件数を総合的に勘案して判定します。

【必要な年数を満たしているか】

- ・ 上記通年の経験があるか確認した上で、必要な年数分の経験があるか。
- ・ 資格取得後に必要な年数を満たしているか

【他の法令要件を満たしているか】

- ・ 解体工事業や電気工事業の登録（手引きp46参照）

記載例 A	工事主任	〇〇市東部自然科造成緑地工事の施工管理	他12件	平成21年1月から21年12月まで
	"	〇〇GC芝居工事の	他16件	22年1月から22年12月まで
	"	〇〇公園整備緑地工事の	"	23年1月から23年12月まで
	"	"	"	24年1月から24年12月まで
	"	〇〇市西部公園緑地工事工事の	他18件	25年12月まで
記載例 B	"	〇〇市東部児童公園芝居工事の	他2件	26年12月まで
	"	〇〇南公園緑地工事の	他4件	27年1月から27年6月まで
	"	〇〇中央公園緑地工事の	他5件	28年1月から28年4月まで
	"	〇〇北GC芝居緑地工事	"	28年7月から28年12月まで
	"	〇〇市コンベンションホール園上緑化工事	"	29年2月から29年4月まで
				29年11月から30年2月まで

通年の経験がある場合、その年の代表的な工事の件数を記入し、その他の工事は「他〇件」として1年分を1行にまとめる。

他の業種に係る実務経験として既に使用した期間と重複して記入することはできません。

通年の経験はないが、一定期間に複数件の建設工事の実務経験がある場合は、実際の経験期間（工期の通算）を記載する。

建設業許可の手引きp105~106を参照

経管者・営業所技術者について

○経營業務管理責任者の変更届の添付資料の履歴事項証明書において、経營業務管理責任者であった役員が退任し、その後任が、その時点で経管者としての要件（経営経験年数など）を満たしていないことが発覚

○営業所技術者の変更届の際に、その後任が、その時点で技術者としての要件（実務経験年数など）を満たしていないことが発覚

⇒経管者又は営業所技術者の不在期間があるため、建設業許可の廃業が必要となります。

役員に関する事項	取締役 [redacted] 取締役 [redacted]	平成10年 4月 6日住所 移転 令和 8年 3月 24日登記 令和 5年 7月 3日死亡 令和 8年 7月 15日登記
	取締役 [redacted]	平成17年 8月 7日死亡 令和 8年 3月 24日登記
	取締役 [redacted] 取締役 [redacted]	平成 9年 2月 18日住所 移転 令和 8年 3月 24日登記 令和 5年時点で建設業に係る 5年の経験が認められれば、 経管者になりうる
	取締役 [redacted]	令和 3年 3月 11日就任 令和 8年 3月 24日登記 令和 5年時点で 5年間の経験が ないため、経 管者になりず
	代表取締役 [redacted]	令和 8年 7月 3日死亡 令和 8年 7月 15日登記
	代表取締役 [redacted]	令和 8年 7月 3日就任 令和 8年 7月 15日登記

建設業許可の手引きp47を参照

常勤性の確認資料について

(前提)

会社の就業規則と照らし合わせ、他の従業員と同様の時間、業務に従事している必要がある。

○標準報酬月額決定通知の額や、住民税特別徴収税額が少額あるいは非課税の者は源泉徴収簿等で月々の給与を確認

⇒役員でない方で他の従業員と同等の勤務形態であるにも関わらず、月額給与が地域別最低賃金額を下回る給与の方は労働基準法違反の恐れがあるため、常勤性を認められない。

厚生年金保険 70歳以上被用者 標準報酬月額相当額決定のお知らせ

事業所整理記号	■■■■■
被用者氏名	■■■■■
基礎年金番号	■■■■■
生年月日	■■■■■
雇傭処理区分	算定基礎
算定適用年月	令和 7 年 3 月 ✓
標準報酬月額相当額	(厚年) 58千円 ✓

上記のとおりお知らせします。

特別徴収 税 額	5,700	6月分	5,700	7月分	0	8月分	0	9月分	0	10月分	0	11月分	0	12月分	0
個人番号		6月分	0	7月分	0	8月分	0	9月分	0	10月分	0	11月分	0	12月分	0
		6月分	0	7月分	0	8月分	0	9月分	0	10月分	0	11月分	0	12月分	0
		6月分	0	7月分	0	8月分	0	9月分	0	10月分	0	11月分	0	12月分	0

建設業許可の手引きp24を参照

財務諸表あるいは残高証明書について

(一般建設業許可の場合)

○建設業許可取得後、5年を経過しない間に業種追加等を行う場合
は財産的基礎又は金銭的信用を満たす必要あり。

※5年経過しない間に業種追加と更新を同時申請する場合も同様

⇒申請時点で...

直近の決算における自己資本額が500万円以上

申請者名義の口座に500万円以上の預金がある など

(特定建設業許可の場合)

○建設業許可取得後の年数に関わらず、更新や業種追加を行う度
に、財産的基礎を満たす必要あり。

⇒財産要件を満たしていない場合は廃業届が必要となります。

建設業許可の手引きp36～40を参照

2 電子納付について

○令和8年度から栃木県の収入証紙に係る販売が終了。
（既に購入済の収入証紙については令和9年3月31日まで使用可能）

○収入証紙に代わり、電子申請システムを用いた電子納付又は県庁生協及び各土木事務所に設置されたPOSレジを用いた電子納付による手数料の納付が必要。

※電子納付は申請書提出前に支払いが必要。POSレジの場合は、支払いと同時に申請書の提出が必要。



建設業許可の手引きp36～40を参照

栃木県電子申請システムを用いた 電子納付について

○電子納付の詳しい手順は下記のページに
マニュアルを記載。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h01/20260401denshi syuno.html>

○支払い後は、「申込内容照会」のページ
(画面) をそのまま印刷し、申請書に添付。

申込内容照会

申込詳細

申請番号	【本番環境】 建設業許可申請
申請番号	00701-002432
申請日	2026年04月01日
申請時刻	2026年04月01日 10時24分 申込

納付情報

オンライン決済	お支払いが完了しています。
支払可能額	2026年04月01日
納付額	¥100,000
納付金額	¥100,000
納付方法	クレジットカード
納付日	2026年04月01日
納付方法(詳細)	コンビニ決済

伝達事項

日付	内容
伝達事項はありません。	

申込内容

納付者の住所	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
納付者情報	
納付者(フリガナ)	株式会社

印刷する際、このボタンはクリックせず、
ページを右クリック→「印刷」で印刷してください。

経営事項審査の制度改革における変更点について

栃木県 県土整備部 監理課

1 社会保険（雇用・健康・厚生年金）の加入状況について

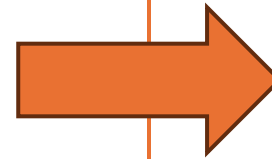
令和8（2026）年6月審査分まで

○評価項目

- ・雇用保険加入の有無 項番41
- ・健康保険加入の有無 項番42
- ・厚生年金保険加入の有無 項番43

○確認書類

- ・雇用保険の領収証書
労働保険料概算確定保険料申告書
- ・健康保険の領収証書
- ・厚生年金保険の領収証書



令和8（2026）年7月審査分から

○評価項目

項目削除

○確認書類

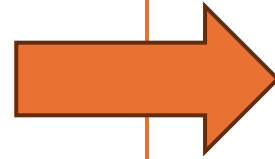
項目削除に伴い提出不要

社会保険の加入状況に係る評価項目が**削除**されました。
それぞれの**確認資料の提出が不要**となりました。

2 建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度について

令和 8 (2026) 年 6 月 審査分まで

評価項目なし



令和 8 (2026) 年 7 月 審査分から

○評価項目 **(新設)**

建設技能者を大切にする企業の
自主宣言制度の有無 (5 点) 項番**52**

○確認書類 **(該当する場合のみ)**

- ・建設技能者を大切にする企業の自主宣言書
- ・宣言内容の取組に関する誓約書 (様式第7号)

○加点の条件

- ・「**宣言日**」が**審査基準日以前**であること。

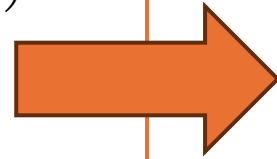
建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の有無による
評価項目が**新設**されました。

3 建設機械の保有状況について

令和 8 (2026) 年 6 月審査分まで

○加点対象となる機械

- ・ショベル系掘削機
- ・ブルドーザー（自重 3 t 以上）
- ・トラクターショベル（バケット容量0.4m³以上）
- ・ダンプ車
- ・モーターグレーダー（自重 5 t 以上）
- ・締固め用機械
- ・解体用機械
- ・高所作業車（作業床高さ 2 m 以上）



令和 8 (2026) 年 7 月審査分から

○加点対象となる機械

- ・左記の機械
- ・アスファルトフィニッシャ（追加）
- ・不整地運搬車（追加）

○確認資料

- ・所有が分かる資料もしくはリース契約書
- ・検査の有効期間に審査基準日を含む
自動車検査証記録事項の写し
- ・検査日から 1 年以内（不整地運搬車は2年以内）
の期間に審査基準日を含む特定自主検査記録表
の写し

加点対象となる**建設機械の範囲が拡大**されました。

※従来から対象となっている機械の条件に変更ありません。

詳細な条件は経営事項審査の手引きをご参照ください。

4 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況について

令和8(2026)年6月審査分まで

項番54

- 1 「全ての建設工事で実施」に該当（**15点**）
- 2 「全ての公共工事で実施」に該当（**10点**）

令和8(2026)年7月審査分から

項番**51**

- 1 「全ての建設工事で実施」に該当（**10点**）
- 2 「全ての公共工事で実施」に該当（**5点**）

上記項目の**配点に変更**されました。

※加点の条件に変更はありません。

詳細な条件は経営事項審査の手引きをご参照ください。

ご清聴ありがとうございました。



とちまるくん©栃木県
TOCHIGI
INFRA
DEPT.

